

岩歯だより



も く じ

1. 巻 頭 言	鍵 谷 隆 一	1
2. 各部だより		2
総 務 部 定 款	野 崎 岳 央	2
医療管理部	谷 本 圭 太	12
歯科衛生士の業務範囲について		12
無資格者のエックス線撮影について		13
いわゆる「歯みがきサロン」等について		14
歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方		15
無資格者の除石（スケーリング・SRP）について		31
インプラント治療 注意義務違反認定判決について		34
福祉厚生部 各種共済保険の主な変更点について	久 恒 泰 宏	35
3. 新入会員紹介		37
自己紹介	戸 田 博 文	37
	逸 見 仁	38
4. 会員通信欄		39
お悔やみ・表彰者・事務局から		39
5. 編 集 後 記		39

表紙キャプション

平成25年10月19日（土）に開催された「第7回8020歯っぴースマイル」のスタッフのみな様です。

巻 頭 言



岩見沢歯科医師会会長 鍵 谷 隆 一

昨年4月、岩見沢歯科医師会は新法人制度のもとで、一般社団法人岩見沢歯科医師会としてスタートしました。

主な改正点は、従来より厳しいガバナンスを求められる定款と、公益に資するために公益事業を行うための公益支出目的計画書の作成の二点となっています。この二点の内、定款改正には多くの時間を費やし完成しましたが、まだ不備な点も多く今後の見直しが急務だと考えております。

新法人のもとで役員改選も行われ執行部も一新しましたが、私は会長として、3期目を務めさせて頂くことになりました。この2年間よろしく願いいたします。

新執行部の顔触れは大きく変わり、新しく理事になられた方も多く、大変若返った気がします。しかし、彼らは事業に対して大変意欲的で、本当に将来が頼もしい感じがしています。

これまでも、学術講演会、良い歯の図画ポスターコンクール、親睦旅行、社保講習会、8020歯っぴースマイル、口腔ガン検診等、これ以外にもたくさんの事業を行ってきました。今後もまた色々な事業がおこなわれる予定ですので、会員の皆様のご協力をお願い致します。

本年4月は診療報酬改定が行われますが、この中で在宅歯科診療支援診療所に対して、在宅

歯科診療時の加算点数が設置されています。このように厚労省は、在宅医療・在宅歯科治療を推進していますが、岩歯でも3年前に、在宅歯科診療システムを立ち上げたものの、岩歯事務所への依頼は年に数件にとどまっています。

今期、岩歯は、美唄歯と共同で「南空知医療連携推進事業」を道からの予算で行っています。詳しい事は、割愛しますが、ケアマネやその他の関連職種連携を簡単に行えるような「連携手帳」を作成し、本年3月8日には関連職種のための講習会を行い、この手帳を配布することになっております。これらを通して、より一層在宅歯科治療に対する認識が深まることを願っています。

岩歯は学術団体ですが、何と言っても大切なのは岩歯会員同士の融和であり、これなくして会は成り立ちません。会員の皆様には、講習会や懇親会を通して会を深く理解して頂き、多くの会員の皆様が積極的に会を運営して頂ければ幸いです。

各部だより

総 務 部

野 崎 岳 央

一般社団法人岩見沢歯科医師会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人岩見沢歯科医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を北海道岩見沢市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、医道の高揚、歯科医学及び医術の進歩発達並びに公衆衛生の普及向上を図り、予防医学の完成に努力し、もって社会及び会員の福祉厚生を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事業
- (2) 歯科医学、医術の進歩発達に関する事業
- (3) 医療制度に関する事業
- (4) 社会保障及び医療保障に関する事業
- (5) 公衆衛生の普及と予防医学の研究指導に関する事業
- (6) 地域医療及び学校歯科保健に関する事業
- (7) 会員の福祉厚生及び健康管理に関する事業
- (8) 歯科医業の合理化に関する事業
- (9) 歯科医師の研修に関する事業
- (10) 会誌、会報その他の印刷物の発行に関する事業
- (11) この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、その事業執行に関する細則は理事会の決議で別に定める。

第 3 章 会 員

(会員の構成)

第 5 条 この法人の会員は、岩見沢市、三笠市、夕張市、栗山町、由仁町、長沼町、南幌町及び月形町を区域とし、その区域内に於いて就業所(診療に従事しない者については住所)を有し、日本で歯科医師の免許を受けた歯科医師をもって組織する次に掲げる者で構成する。

(1) 正会員 上記の区域で就業し、この法人の目的に賛同する歯科医師で定められた年会費を納める者

(2) 登録会員 地域歯科医療の充実に寄与するために、岩見沢歯科医師会管内において歯科診療に従事し、正会員のところに勤務する歯科医師及び保健所に勤務する歯科医師

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 第1項の正会員は次に掲げる者で構成する。

(1) 第1種会員 一般社団法人岩見沢歯科医師会管内において就業し、開業者又は分院長・部課医長等の責任ある立場の歯科医師

(2) 第2種会員 一般社団法人岩見沢歯科医師会管内において就業する第1種会員以外の歯科医師

(3) 終身会員 第9条第1項に掲げる各号に該当しなかった者のうち、理事会において承認された者

(4) 名誉会員 この法人の正会員で、歯科学術の研究発達又は歯科医学及び歯科医業の指導発達に功労ある者で、総会において承認された者

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 登録会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 第1種会員で、分院長・部課医長等の責任者に変動が生じた場合は、再度の入会金は必要としない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会しても入会金、会費及び負担金の返還を受ける事はできない。

(除 名)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、その旨を通知し、かつ総会において、弁明の機会を与えなければならない。ただし、登録会員については、理事会の決議によって除名する。

3 前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 7 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員の同意があったとき

(3) 当該会員が死亡したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第8条、9条及び10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。

ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及び負担金は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 正会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 入会金、会費及び負担金の額
 - (4) 予算の承認
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

- 第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、他に必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

- 第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

- 第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第18条 総会の決議は、当該正会員1／10以上の出席があり、その議決権の過半数の同意をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権の行使)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任できる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人1名以上が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第21条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 18名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 この法人の監事にはこの法人の理事(親族の他特殊の関係がある者を含む)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

3 理事及び監事は法令又は第21条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については総会の決議により決める。

(顧 問)

第 28 条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問はこの法人の理事及び監事の経験者又は学識経験者から選任する。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、会長の諮問に応え、総会及び理事会に出席し意見を述べることができる。

5 顧問は無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務執行の監督

(3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(議 長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠席の場合は、理事会の互選により議長を選出する。

(招 集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 貸借対照表に記録された財産
- (2) 事業年度内における次に掲げる収入
 - イ 入会金、会費及び負担金
 - ロ 寄附金品
 - ハ 資産から生じる収入
 - ニ 事業に伴う収入
 - ホ その他の収入

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散 等)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 42 条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委 任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は、次に掲げる者とする。

鍵谷隆一

4 この法人の移行の登記後最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。

(副会長) 竹内友康

(副会長) 諸橋唯夫

(専務理事) 九津見紳一郎

5 この法人の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、平成 25 年 6 月の定時総会の終結の時までとする。

鍵谷隆一、竹内友康、諸橋唯夫、九津見紳一郎、野崎岳央、中川哲、勝木拓洋、工藤泰裕、清水学、牛丸雅一、山本達也、佐々木淳、石井真生、山田貴文、谷本圭太、久恒泰宏、木村悟

6 この法人の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。

福島一博、藤井廣厚

医 療 管 理 部

谷 本 圭 太

医療管理調査部です。

北海道歯科医師会の医療管理調査部から送られてきた資料をまとめました。

ご一読いただき、診療の参考にしてください。

歯科衛生士の業務範囲について

歯科衛生士の業務範囲については、いまだグレーゾーンとされている部分が多く、厚生労働省の見解においても「衛生士の熟練度によって“ケースバイケース”」と述べられています（2008 年、兵庫）。

歯科衛生士の権限について国が文書で具体的に明示したのは 1966 年が最後であり、その内容を抜粋し、以下にまとめました。（歯科衛生士の業務範囲に関する疑義について、厚生省医務局歯科衛生課長の回答：一部抜粋）

～歯科衛生士の行為別の業務の可否について～

可	不可
カルテに書き込むこと（診療に関する事項） ⇒歯科医師の口述を筆記するに留まる場合は許される	主訴を聞き取りカルテに記入する ⇒出来ない
貼薬（仮封）、仮封材の除去、裏装材の貼布、マトリックスの装着・除去、充填剤の填塞、充填物の研磨、矯正装置の除去 ⇒主治の歯科医師による指示の場合出来る	ワックスパターンの埋没 ⇒歯科衛生士の業務の範囲外 インレー・冠の装着 ⇒出来ない × 線撮影 ⇒出来ない

これはあくまでも 40 年以上前の考えであり、現在では解釈が変わっている部分もあるでしょう。厚生労働省は、「歯科疾患を予防し、口腔衛生の向上を図る観点から、歯科衛生士の果たすべき役割は重要であり、引き続き、質の高い歯科衛生士を養成し、良質かつ適切な歯科医療を提供していく必要があると考えている。―（一部省略）―なお、歯科衛生士の業務範囲を狭めようとしている、ということはない。」と述べる一方で、「現時点では、歯科衛生士法の抜本的改正が必要であるとは考えていない。」とも述べています（2007）。

しかし、昨今では口腔と全身の健康の関連性、また高齢者の口腔ケアの重要性が注目されており、歯科衛生士はますます活躍の幅を広げていくことが予想されます。近い将来、歯科衛生士の業務範囲をより明確にすることが必ず必要になってくるのではないのでしょうか。

平成 25 年 11 月 27 日

○無資格者のエックス線撮影について

歯科医療機関において、免許を持っていないスタッフ（歯科衛生士を含む）にエックス線撮影させたとして、診療放射線技師法（下記内容）違反疑いの事例が発生しています。

当然のことですが、歯科医院ではエックス線照射が可能なのは歯科医師のみです。各医療機関では、もう一度確認をお願いいたします。

.....

○診療放射線技師法

（昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号） 最終改正：平成二十一年四月二二日法律第二〇号

（禁止行為）

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、**第二条第二項に規定する業をしてはならない。**

第二条 2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、**放射線を人体に対して照射**（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）**することを業とする者をいう。**

事務連絡

平成 22 年 8 月 23 日

各都道府県医務担当部局 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

いわゆる「歯みがきサロン」等について

現在、歯石・バイオフィルムの除去やホワイトニング等を行うことをうたったいわゆる「歯みがきサロン」において、歯料医師若しくは歯科衛生士でない者が歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項の業務を行い、又は歯科衛生士が歯科医師の直接の指導を受けずに同業務を行っているとの情報が寄せられているところである。

歯科衛生士法第 2 条第 1 項の業務については、同法第 18 条により、歯科医師又は歯科衛生士でなければ行うことができない。また、歯科衛生士が同業務を行う場合には、歯科医師の直接の指導の下に行わなければならない。

以上につき、周知を図られるようお願いする。

歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方

(平成 20 年 6 月 16 日・日本歯科医学会 歯科衛生士業務に関わる検討会 資料より)

歯科衛生士業務については、歯科衛生士法を所管する厚生労働省医政局歯科保健課に一義的に法的解釈権があり、事態によっては司法が判断を下すものである。今回、歯科医学会の示す歯科衛生士の診療の補助業務についての考え方は、歯科医療における学問的権威の見解であり、それがそのまま法的な規範となるものではないが、各方面においてその見解が尊重されることになるものと思慮するものである。

★ 同じ歯科医療行為でも学会によって見解が異なることに注意。

(1) 絶対的歯科医行為

旧 No	学会名	診療行為	絶対的 医療行 為度	歯科衛生士の経験・能力			要研修
				低い	普通	高い	
13	イン	X線撮影の説明	100	×	×	×	
15	イン	X線撮影(※ 診療放射線技師法違反となるので禁忌)	100	×	×	×	
32	イン	インフォームドコンセント	100	×	×	×	
33	補綴	インフォームドコンセント	100	×	×	×	
45	麻酔	全身麻酔の手技(気管挿管、抜管など)	100	×	×	×	
51	麻酔	ペインクリニックの手技	100	×	×	×	
61	イン	インプラント体の除去	100	×	×	×	
65	イン	インプラント埋入	100	×	×	×	
67	イン	インプラント埋入部位の切開・剥離	100	×	×	×	
74	保存	齲窩の開拡	100	×	×	×	
82	保存	エンジンによる軟化象牙質除去	100	×	×	×	
90	保存	窩洞形成	100	×	×	×	
104	補綴	義歯の装着	100	×	×	×	

111	歯周	急性発作時の貼薬	100	×	×	×	
113	麻酔	吸入鎮静法の実施	100	×	×	×	
124	補綴	クラウンの支台歯形成	100	×	×	×	
146	保存	根管拡大	100	×	×	×	
147	保存	根管充填	100	×	×	×	
159	麻酔	静脈内鎮静法の実施	100	×	×	×	
168	歯周	暫間固定(歯質の削除)	100	×	×	×	
210	保存	髄質開拓	100	×	×	×	
224	口外	切開	100	×	×	×	
246	保存	断髄剤貼付	100	×	×	×	
251	補綴	直接リライニング	100	×	×	×	
280	保存	覆髄剤貼付	100	×	×	×	
294	補綴	ブリッジの支台歯形成	100	×	×	×	
299	顎	補綴物(Cr・Br)の除去	100	×	×	×	
304	顎	マニピュレーション	100	×	×	×	
325	矯正	ワイヤーベンディング	100	×	×	×	
346	イン	骨採取	100	×	×	×	
395	イン	粘膜開窓	100	×	×	×	
396	イン	抜糸	100	×	×	×	
399	イン	縫合	100	×	×	×	
401	障害	薬理学的行動調整(静脈内鎮静法)	100	×	×	×	○
272	保存	抜髄	100	×	×	×	
14	保存	X線撮影(※ 診療放射線技師法違反となるので禁忌)	100	×	×	×	

(2) 歯科診療の補助(相対的歯科医行為)

1. 印象採得

207	小児	診断用模型の印象採得	20	○	○	○	
215	歯周	スタディモデルの印象採得	20	○	○	○	
337	イン	研究用模型の印象採得	20	×	○	○	
349	イン	暫間上部構造の対合歯の印象採得	20	×	○	○	
372	イン	上部構造の対合歯の印象採得	20	×	○	○	
190	補綴	支台歯形成の前準備(歯肉圧排)	30	○	○	○	
30	矯正	印象採得(平行模型用全顎印象)	30	×	×	○	
31	補綴	概形模型	30	○	○	○	○
213	保存	スタディモデル印象	40	×	○	○	
73	小児	インレー窩洞の印象採得	50	○	○	○	○
319	小児	床型咬合誘導装置作製の印象採得	50	○	○	○	○
348	イン	暫間上部構造の印象採得	50	×	×	○	○
379	保存	歯肉圧排	60	×	○	○	
368	イン	上部構造の印象採得	60	×	×	○	○
214	顎	スタディモデルの印象採得	65	×	○	○	
217	顎	スプリント用印象採得	70	×	○	○	
187	障害	重度障害者の印象採得	80	×	×	○	○
163	補綴	間接リライニング用の印象採得	80	×	×	○	○
122	補綴	クラウンの精密印象	100	×	×	×	
292	補綴	ブリッジの精密印象	100	×	×	×	
317	補綴	有床義歯の印象採得	100	×	×	×	
223	保存	精密印象	100	×	×	×	

2. 咬合採得

376	イン	研究用模型の咬合採得	30	×	○	○	
178	補綴	クラウンの咬合採得	50	×	○	○	○
69	イン	暫間上部構造の咬合採得	50	×	×	○	
290	補綴	ブリッジの咬合採得	80	×	×	○	○
218	顎	スプリント用咬合採得	95	×	×	○	
141	保存	咬合採得	100	×	×	×	
315	補綴	有床義歯の咬合採得	100	×	×	×	
373	イン	上部構造の咬合採得	100	×	×	×	

3. 調整

63	矯正	装置の研磨、調整	10	×	○	○	
169	補綴	テンポラリークラウンの調整	30	○	○	○	○
194	補綴	テンポラリーブリッジの調整	30	○	○	○	○
270	保存	インレーなどの咬合調整	80	×	×	○	
355	補綴	クラウンの調整	80	×	×	○	○
361	補綴	ブリッジの調整	80	×	×	○	○
398	イン	暫間上部構造の調整	90	×	×	○	
105	顎	義歯の調整	100	×	×	×	
106	補綴	義歯の調整	100	×	×	×	
142	顎	咬合調整	100	×	×	×	
143	補綴	咬合調整	100	×	×	×	
259	顎	テンポラリークラウン・ブリッジの調整	100	×	×	×	
374	イン	上部構造の調整	100	×	×	×	
216	顎	スプリントの装着・調整	100	×	×	×	

4. 試適

92	補綴	有床義歯のトレー調整	30	○	○	○	○
1	イン	トレーの試適	30	×	○	○	○
5	保存	インレーなどの試適	80	×	×	○	
21	補綴	クラウンの試適	80	×	×	○	○
108	補綴	ブリッジの試適	80	×	×	○	○
324	補綴	鑑義歯試適	100	×	×	×	
371	イン	上部構造の試適	100	×	×	×	

5. 仮着

318	補綴	クラウンの術後観察	30	○	○	○	○
363	補綴	テンポラリークラウンの仮着	30	○	○	○	○
316	補綴	クラウンの仮着	30	○	○	○	○
59	補綴	ブリッジの仮着	30	○	○	○	○
351	保存	仮封	50	×	○	○	
378	小児	窩洞形成の仮封	50	×	○	○	
98	小児	進行抑制のための齲窩の仮封	60	×	○	○	
402	イン	上部構造の仮着	80	×	×	○	

6. 合着

125	補綴	クラウンの合着（他学会に揃えます）	50	×	×	○	
279	保存	インレーなどの合着	80	×	×	○	
298	補綴	ブリッジの合着	80	×	×	○	
232	イン	インプラント体とアバットメントの固定	80	×	×	○	○
204	イン	アバットメント同士の固定	90	×	×	○	○

7. 研磨

310	補綴	義歯床の研磨(他学会に揃えます)	30	○	○	○	○
333	小児	形成修復物の研磨	30	○	○	○	
367	保存	インレーなどの研磨	50	×	○	○	
153	イン	上部構造の研磨	60	×	×	○	
97	保存	成形充填材の研磨	70	×	○	○	

8. スケーリング等

121	小児	口腔内診察前の歯面清掃	0	○	○	○	
248	歯周	歯面、根面研磨(PMTC など)	10	○	○	○	
275	歯周	歯石除去(縁上)	10	○	○	○	
284	歯周	スケーリング・ルートプレーニング(縁下)(SRP)	50	×	○	○	
2	イン	インプラント体周囲のスケーリング	50	×	×	○	○
4	老年	PMTC	60	×	○	○	
172	老年	スケーリング・ルートプレーニング	60	×	○	○	

9. 検査・モニタリング

85	矯正	顎機能検査機器等の操作補助	0	×	×	○	
126	口外	血糖値測定	0	○	○	○	
260	矯正	ブラケット等脱落のチェック	0	○	○	○	
175	歯周	歯周組織検査(動揺度、付着歯肉、歯間離開度検査等)	10	○	○	○	
262	麻酔	モニタの装着(血圧、心電図、パルスオキシメータ)	10	○	○	○	
291	イン	歯式の確認、記入	20	×	○	○	
9	小児	モニターの装着	30	○	○	○	○

119	イン	心電図計及びモニターの装着	30	×	×	○	○
309	障害	一般歯科治療時のモニタリング機器装着・モニタリング・記録	30	○	○	○	○
128	老年	血糖値の測定	30	○	○	○	
129	イン	血圧測定	30	×	○	○	
132	老年	口腔乾燥の検査(ガムテスト等)	30	○	○	○	
138	口外	咬合圧検査(デンタルプレスケール、咬合圧計等)	30	○	○	○	
144	口外	口臭検査	30	○	○	○	
241	老年	体温・脈拍・血圧の測定	30	○	○	○	
243	口外	唾液検査(ガムテスト等)	30	○	○	○	
249	イン	チェックバイト	30	×	×	○	○
250	老年	知覚の検査(味覚等口腔内・口腔周辺の皮膚等)	30	○	○	○	
308	口外	味覚検査	30	○	○	○	
392	補綴	唾液検査	30	○	○	○	○
404	イン	咀嚼能率検査	30	×	×	○	○
356	補綴	歯周組織検査	30	○	○	○	
405	補綴	咀嚼能力(能率)検査	30	○	○	○	○
91	口外	モニターの装着(心電計、血圧計、パルスオキシメーター等)	30	○	○	○	
118	老年	心電計、血圧計、パルスオキシメーター等の装着	30	○	○	○	
137	障害	笑気鎮静法時のモニタリング	40	×	○	○	○
139	老年	咬合圧の検査(デンタルプレスケール・咬合力計等)	40	×	○	○	
174	老年	歯周検査	40	×	○	○	
252	麻酔	直腸体温計挿入	40	×	○	○	
323	歯周	臨床検査(血圧、脈拍数、体温、呼吸数)	40	×	○	○	
268	障害	静脈内鎮静法時のモニタリング	40	×	○	○	○

154	口外	装着したモニターの測定と監視 および記録	50	×	○	○	
176	歯周	歯周組織検査(プロービング)	50	×	○	○	
140	補綴	咬合検査(咬合紙などによる)	50	×	○	○	○
58	イン	インプラント周囲のプロービング	50	×	×	○	○
62	イン	インプラント体の動揺度検査	50	×	×	○	○
79	老年	嚥下機能検査(息ごらえ、反復水飲み テスト・嚥下音の聴診等)	50	×	○	○	
80	口外	嚥下機能検査(反復水飲みテス ト・嚥下音聴診等)	50	×	○	○	
81	補綴	嚥下機能検査	50	×	○	○	○
107	老年	義歯不適合部の確認と検査	50	×	○	○	
208	老年	心理テスト(心身症・認知症。うつ 病等の把握など)	50	×	○	○	
209	口外	心理テスト(心身症・認知症。うつ病疑 い患者の検査と把握)	50	×	○	○	
76	老年	運動能力の検査	50	×	○	○	
145	補綴	ゴシックアーチ描記	50	×	○	○	○
240	老年	咀嚼能力の検査	50	×	○	○	
254	補綴	適合検査	50	×	○	○	○
336	補綴	筋機能検査	50	×	○	○	○
345	補綴	構音機能検査	50	×	○	○	○
357	補綴	歯髓検査	50	×	○	○	○
359	補綴	歯列の検査	50	×	○	○	○
403	補綴	咀嚼機能検査	50	×	○	○	○
408	補綴	咬合接触検査	50	×	○	○	○
75	保存	齲窩の電気抵抗値測定	50	×	○	○	
182	保存	歯髓電気診断器の使用	50	×	○	○	
179	老年	心電計、血圧計、パルスオキシメ ーター等の測定と監視	60	×	○	○	
94	小児	カリエスマーター	60	×	○	○	○

181	小児	歯髄電気診断	60	×	○	○	○
256	小児	電氣的根管長測定	60	×	○	○	○
407	イン	咬合接触検査	60	×	×	○	○
151	保存	細菌培養検査での根管からの検体採取	60	×	○	○	
330	イン	顎運動検査	70	×	×	○	
327	補綴	下顎運動検査	80	×	×	○	
152	保存	電氣的根管長測定器の使用	80	×	×	○	

10. 除去撤去

171	小児	歯間分離器具(セパレーター)の装着、撤去	10	○	○	○	
188	小児	修復物装着前の仮封材またはTekの除去	10	○	○	○	
322	小児	ラバーダムの装着、撤去	10	○	○	○	
358	歯周	歯肉包帯(除去)	10	○	○	○	
19	矯正	アーチワイヤーの結紮、撤去	30	×	×	○	
56	矯正	ボンディング材撤去後の清掃	30	×	×	○	
328	イン	仮着用セメントの除去	30	×	×	○	○
191	障害	障害者のラバーダム防湿	40	×	○	○	○
212	保存	ラバーダム着脱	40	×	○	○	
167	歯周	暫間固定(エナメルボンド等、除去)	50	×	○	○	
93	保存	仮封材の除去	40	×	○	○	
305	小児	マルチブラケット装置のブラケット撤去	50	○	○	○	
89	口外	顎間固定の解除(金属線切断、ゴム除去等)	50	×	○	○	
170	口外	歯牙結紮線の除去(シーネ等)	50	×	×	○	
96	小児	歯髄処置時の仮封又は仮封材の撤去	70	×	○	○	○

189	保存	修復物の除去	80	×	×	○	
307	小児	ハンドループ・リンガルアーチ・ホールディングアーチの撤去	80	×	○	○	○
157	小児	外傷暫間固定装置の除去	80	×	○	○	○

11. 表面麻酔

42	小児	局所麻酔時の表面麻酔薬の塗布	10	○	○	○	
48	歯周	表面麻酔薬の塗布	10	○	○	○	
49	口外	表面麻酔薬の塗布	20	○	○	○	
53	小児	ラバー装着時の表面麻酔薬の塗布	20	○	○	○	
47	老年	表面麻酔	50	×	○	○	
46	保存	表面麻酔	50	×	○	○	
41	麻酔	局所麻酔(表面麻酔)	50	×	○	○	○

12. 浸麻

353	補綴	支台歯形成の前準備(除痛・浸潤麻酔を含む)(麻酔学会に準じます)	50	×	○	○	
40	口外	浸潤麻酔	80	×	×	○	
39	保存	浸潤麻酔	80	×	×	○	○
38	老年	浸潤麻酔(スケーリング等歯科衛生士業務遂行のため必要な場合)	90	×	×	○	
37	歯周	歯頸部歯肉への浸潤麻酔	100	×	×	×	
44	保存	下顎孔伝達麻酔	100	×	×	×	
35	麻酔	局所麻酔(浸潤麻酔・伝達麻酔)	100	×	×	×	
36	イン	浸潤麻酔	100	×	×	×	

13. 静脈路

57	麻酔	輸液剤の交換・輸液速度の調節	30	×	×	○	○
127	イン	血糖値測定（指先より採血）	40	×	○	○	
17	麻酔	採血	70	×	×	○	○
134	麻酔	静脈確保	70	×	×	○	○
347	口外	採血	70	×	×	○	
183	イン	採血	70	×	×	○	
236	口外	末梢静脈路の確保	70	×	×	○	
311	口外	静脈内注射	80	×	×	○	
344	イン	点滴	80	×	×	○	○
7	口外	皮下・皮内・筋肉内注射	80	×	×	○	
162	老年	採血	90	×	×	○	
230	老年	静脈路の確保	90	×	×	○	
235	老年	皮下、皮内、筋肉、静脈注射	90	×	×	○	
155	障害	全身麻酔時の採血	90	×	×	○	○

14. 聞き取り・医療面接

29	口外	健康調査表（問診票）記入の補助（聞き取りして記載）	0	○	○	○	
200	小児	初診時の食生活調査（聞き取り）	0	○	○	○	
203	歯周	処方箋の口述記載	10	○	○	○	
312	老年	問診表の記入の補助（聞き取りして記入）	20	○	○	○	
366	イン	手術同意書作成	20	×	○	○	
264	イン	インプラント体の発注	20	×	○	○	
301	口外	CT・MRI 等の検査前の患者への説明	30	○	○	○	
87	顎	顎関節症のアンケート実施	30	○	○	○	
255	イン	手術後の注意事項説明	30	×	○	○	
331	イン	既往歴の聞き取り	30	×	○	○	

26	イン	主訴の聞き取り	30	×	○	○	
25	管理	初診時の健康検査票の記載事項の確認を行い、歯科医師に伝える	50	×	○	○	
354	老年	歯科衛生診断(歯科衛生士業務遂行のため必要な診断)のための問診	50	○	○	○	
23	保存	医療面接	60	×	○	○	
222	管理	口腔内の概診	70	×	×	○	○
390	補綴	口腔外の診察(顔貌・構音・機能上の習慣などの診察なので敢えて分類すると「検査」でしょうか)	80	×	×	○	○
397	イン	手術前の注意事項の説明	80	×	○	○	○
22	顎	医療面接(質問票への記載補助)	90	×	×	○	
253	顎	治療経過の問診	90	×	×	○	

15. 洗浄・貼薬

261	歯周	歯周外科後処置(その他)	10	○	○	○	
68	イン	洗浄	30	×	×	○	
	口外	局所消毒	30	×	○	○	
173	イン	口腔内外の消毒	30	×	×	○	
265	イン	インプラント埋入部位の消毒	40	×	×	○	
277	保存	窩洞の清掃	40	×	○	○	
	イン	インプラント周囲の洗浄、貼薬	40	×	×	○	
55	老年	インプラント上部構造の除去と清掃	50	×	○	○	
394	歯周	歯周外科後処置(抜糸)	50	×	○	○	
185	口外	小手術後の洗浄	50	×	○	○	
370	口外	軟膏塗布	50	×	○	○	
99	老年	歯周ポケット内の洗浄と貼薬	50	×	○	○	
300	歯周	LDS(ペリオクリン)	60	×	×	○	
77	小児	交換期乳歯抜去後の創面の洗	60	×	○	○	○

		滌					
84	小児	根管治療時の根管洗滌	70	×	○	○	○
60	保存	根管の洗浄・乾燥	70	×	○	○	
120	保存	根管貼薬	80	×	×	○	
201	保存	歯髄鎮痛消炎剤貼付	80	×	○	○	
293	小児	脱臼歯の固定後の洗滌(歯面清掃を含む)	80	×	○	○	○
350	小児	埋伏歯抜去等大きな外科処置後の洗滌	90	×	×	○	○
86	顎	顎関節腔洗浄治療	100	×	×	×	

16. リハビリ・在宅

227	障害	摂食機能療法・間接訓練	40	×	○	○	○
329	補綴	摂食・嚥下機能障害の歯科的介入	50	×	○	○	○
6	老年	口腔リハビリテーション	50	×	○	○	
228	障害	摂食機能療法・直接訓練	50	×	○	○	○
229	補綴	摂食・嚥下機能障害の間接訓練	50	×	○	○	○
88	口外	顎間固定後や術後の開口訓練	50	×	○	○	
269	老年	専門的口腔ケア	50	×	○	○	
387	補綴	摂食・嚥下機能障害の直接訓練	50	×	○	○	○
225	口外	摂食・嚥下機能訓練	50	×	×	○	
116	障害	筋機能療法(MFT)	60	×	○	○	
130	障害	言語治療の訓練	60	×	○	○	
400	小児	床型咬合誘導装置の装着指導	60	×	○	○	
226	老年	摂食機能訓練	70	×	×	○	
274	老年	口腔内と気管内吸引(口腔内・鼻腔内・気管内の吸引)	80	×	×	○	
184	顎	自宅療法の確認・再指導	90	×	×	○	
388	障害	摂食訓練時の気切部気管吸引	90	×	×	○	○

220	顎	生活指導	90	×	×	○	○
-----	---	------	----	---	---	---	---

17. 医薬品の授与・指示

206	口外	投薬時の薬剤と投与方法の確認	50	×	○	○	
285	小児	処方箋交付時の服薬方法の説明	80	×	×	○	
266	老年	投与薬剤、投与法の確認と説明	80	×	×	○	
281	管理	服薬指導	80	×	×	○	○
393	イン	投薬	90	×	○	○	

18. その他の診療補助(頻度の高いもの)

233	保存	象牙質知覚過敏症での薬剤貼付	50	×	○	○	
221	保存	象牙質知覚過敏症でのイオン導入	60	×	○	○	
133	口外	抜糸	60	×	○	○	
193	保存	エッチング・ボンディング操作	70	×	○	○	
110	保存	感染根管でのイオン導入	70	×	○	○	
202	保存	成形充填材の填塞	80	×	×	○	

19. その他の診療補助

43	矯正	セファロトレース／分析	0	×	×	○	○
234	障害	物理的／神経生理学的行動調整	20	○	○	○	○
34	イン	フェースボウトランスファー	30	×	×	○	○
186	歯周	歯肉包帯	50	×	○	○	
3	口外	歯科インプラント上部構造の脱着(口腔ケアのため)	50	×	×	○	
131	口外	術後創部の圧迫固定(伸縮包帯等による)	50	×	○	○	

211	麻酔	尿道カテーテル留置	50	×	×	○	○
271	補綴	粘膜調整材の貼付	50	×	○	○	○
314	イン	ヒーリングキャップの装着	50	×	×	○	
326	口外	皮膚創部のガーゼ交換(包交)	50	×	○	○	
72	老年	インプラント上部構造の再装着(咬合状態は歯科医師が確認)	60	×	○	○	
149	障害	咽頭部の吸痰	60	×	○	○	○
136	麻酔	薬剤の投与(静注、挿肛等-吸入鎮静法時の亜酸化窒素濃度の調整および静脈内鎮静法時の薬物の追加投与等を含む)	60	×	×	○	○
150	障害	心理学的行動調整・TEACCH	60	×	○	○	○
28	保存	ホワイトニング	70	×	○	○	
177	歯周	歯周ポケットの搔爬	70	×	×	○	
180	障害	栄養チューブの挿入	70	×	×	○	○
71	口外	気管内吸引(術後管理や口腔ケア時の経鼻的、挿管チューブ経由)	70	×	×	○	
100	口外	挿管チューブのカフ圧調節(口腔ケア時)	70	×	×	○	
244	口外	救急救命処置	80	×	×	○	
288	口外	人工呼吸器の管理と操作	80	×	×	○	
289	老年	挿管チューブのカフ圧の調整(口腔ケア実施時)	80	×	×	○	
306	矯正	バンディング	80	×	×	○	○
320	矯正	ブラケットのボンディング	80	×	×	○	○
341	小児	マルチブラケット装置のブラケットボンディング	80	×	×	○	○
364	小児	マルチブラケット装置の主線交換	80	×	×	○	○
369	小児	予防的レジン修復	80	×	×	○	○
302	老年	人工呼吸器の管理	80	×	×	○	
156	老年	デブライトメント・ディプラーキン	50	×	○	○	

		グ					
70	口外	口腔がん末期患者の緩和ケア看護師と同等の業務	70	×	×	○	
123	保存	手用器具による軟化象牙質除去	70	×	○	○	
257	補綴	全身的診察	80	×	×	○	○
20	補綴	誘導様式の検査	80	×	×	○	○



感謝状贈呈

「わたなべ孝一新春の集い」の席上において、渡辺孝一後援会会長として発足時より10年の永きにわたり、時には父親のように厳しく、時には兄のように優しく渡辺先生を支えてこられた三嶋顕先生に、孝一先生から感謝状が、そして奥様から花束が贈呈されました。

平成26年2月22日

平成 25 年 11 月 27 日

○無資格者の除石（スケーリング・SRP）について

歯科医師法第 17 条により無資格者（歯科助手等）の除石（スケーリング・SRP 等）の医療行為は認められません。

.....

: 参考資料

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について

医政発第 0726005 号

平成 17 年 7 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

(別紙)

- 1 水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること
- 2 自動血圧測定器により血圧を測定すること
- 3 新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること
- 4 軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること(汚物で汚れたガーゼの交換を含む。)
- 5 患者の状態が以下の3条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを 本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布(褥瘡の処置を除く。)、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服(舌下錠の使用も含む)、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

- (1)患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- (2)副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- (3)内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではない こと

注 1 以下に掲げる行為も、原則として、医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

- (1)爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること 及び爪ヤスリでやすりがけすること
- (2)重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること
- (3)耳垢を除去すること(耳垢塞栓の除去を除く)
- (4)ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。(肌に接着したパウチの取り替えを除く。)

(5)自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

(6)市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器(※)を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが5から6センチメートル程度以内、グリセリン濃度50%、成人用の場合で40グラム程度以下、6歳から12歳未満の小児用の場合で20グラム程度以下、1歳から6歳未満の幼児用の場合で10グラム程度以下の容量のもの

注 2 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要 な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記1から3までに掲げる行為によって 測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は 看護職員に報告するべきものである。

注 3 上記1から5まで及び注1に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注 4 今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注 5 上記1から5まで及び注1に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を隣るべきである。上記5に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注 6 上記4は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

郡市区医療管理担当理事 各位

北海道歯科医師会医療管理部

情報提供 (25-4)

平成 25 年 11 月 29 日

○インプラント治療 注意義務違反認定判決について

平成 25 年 11 月 26 日、静岡地裁浜松支部において、インプラント治療に過誤があったとして、男性歯科医師らに損害賠償を求めた訴訟で、地裁支部は歯科医師に慰謝料など計約195万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

判決によると、歯科医師は2010年1月、女性の4本の歯を抜いてインプラントを入れる手術をしたが、インプラントの4分の3ほどが骨の外に出た状態だった。その後、女性は治療した部位に痛みや腫れを感じるようになり、転院して再治療を受けた。

古谷健二郎裁判官は医学上の知見などを踏まえて「歯科医師はインプラントを骨に収めるように入れる注意義務を負っていた」と指摘し、歯科医師の手術を「注意義務違反があった」と認定した。

訴訟で歯科医師は「インプラントを入れる位置に過誤はない。神経や血管を傷つけておらず、問題はない」などと主張したが、古谷裁判官は「自身の見解にすぎず、医学文献の記載にも合致しない」として退けた。

原告の女性(54 歳主婦)は弁護士に頼らず、本人で訴訟を進めた。

「しっかり主張できたという満足感がある。同じような問題を抱えながら、泣き寝入りをしている人は多いと思う。ぜひ声を上げてほしい」と話していた。

.....
道歯医療管理情報：

☞報道掲載事案は、弁護士が介入していない本人訴訟という、医療過誤裁判では、極めて特殊な事案ですが、原告側の訴えが認容され、注意義務違反が認定されています。道内においても、インプラント治療過誤の事例が増加傾向にあります。

事案発生後、数年を経過し、損害賠償請求が行われた後に、歯科医師会へ連絡された事例も出ており、インプラント治療において、過誤や紛争が発生した場合には、事後の適切な対応を助言する意味でも、速やかに郡市区医療管理担当理事まで連絡していただくよう、今一度、会員へ周知下さいますようお願い致します。

福 祉 厚 生 部

久 恒 泰 宏

各種共済保険の主な変更点について 福祉厚生部

昨年度の法人改革に伴い、日歯福祉共済 → 日歯福祉共済保険、日歯年金 → 日歯年金保険 など、それぞれ〇〇共済 から 〇〇共済保険 へ名称が変更され、原則入会時に強制的に加入とされていたものが、ほぼ任意になりました。以下に各種共済保険の今回の変更点について説明いたします。

【日歯福祉共済保険】

月 8500 円 × 12 か月 = 年間 102000 円払込、35 年支払うと 357 万円になる。

80 歳以上かつ 35 年以上継続で保険料免除、立替払いや前払いは廃止、保険料払込の猶予期間を 11 か月とし、契約失効後 36 ヶ月以内の復活を新設した。

<死亡共済保険金の改定> 改定前は死亡時 800 万円だったが、改定後は 45 歳未満 1000 万円、45～60 歳 800 万円、60～80 歳 600 万円、80 歳以上 400 万円に変更した。火災、災害保険を受取り後に（全壊 800 万円、半壊は受取り資格なし）死亡時保険金も受け取れる。

障害共済保険金の給付要件に「精神保健及び精神障害者福祉に間する法律により障害一級、二級に認定され歯科医師免許を返納した場合」が追加された。

財源不足のため 5 年後に再度見直しを行う。

【道歯災害共済保険】

1 物件 年額 5000 円 → 6000 円に負担増となったが、それでも非常に安い。

保険へ移行したことに伴い負担金免除は廃止、以前と違い 2 物件分受取りが可能になった（2 物件で 3000 万円給付可能）。他の保険と併用の場合でも損保ジャパンだけはダブルで災害保険をもらえる。任意解約ができ解約返戻金が発生する。準会員は加入できなくなった。負担金額に対し給付額が大きいのがメリット。

【道歯入院保障共済保険】

年額 12000 円 → 21000 円に負担増となった。

70 歳になるまで負担、1 年滞納で資格喪失、任意解約は可能で解約返戻金が発生する。

70 歳か 75 歳（一度も利用していない場合）で給付は打切られる。準会員は加入できない。現在の運営は安定しているが、歯科医師会全体の高齢化のため 5 年後見直し。

例）会員が 40 年支払う保険料は 84 万円（年間保険 料 21000 円 × 40 年）

60 歳以下で年に 60 日間入院した場合の保険給付金は 108 万円

【小規模企業共済】

国の責任で利回りを若干良くしている。

掛け金が控除対象になるのでお得。加入促進手数料が会にも還元される。

（例）先生が月 7 万円の申込の場合、年 14000 円余りが還元される

<お知らせ>

改定前の資料、申請手順は「道歯ホームページ」→「会員ページ」→「各部報告」→「福祉厚生部」→「各種保険のしおり/災害共済申請手順」でご覧になることができます。

改定後の保険制度の資料は「岩歯 DataBox」→「福祉厚生部」→「各種共済保険資料平成 25 年度版」でご覧になることができます。

< ユーザー名 パスワード 一覧 >

○岩歯ホームページ会員ページ <http://www.ganshi.jp/>

ユーザー名 ganshi

パスワード 0126251191

○岩歯会員用 Google+アカウント

メール ganshikaiin@gmail.com

パスワード ganshi0126251191

○北海道歯科医師会ホームページ 会員ページ <http://www.doushi.net/>

ユーザー名 doushi

パスワード 3ytQh+xT

半角英数で大文字、小文字を区別して入力してください

○さらに道歯会会員ページ内の<道歯連盟ページ>に入る場合

ユーザー名 renmei

パスワード 4ytQh+zT

○日本歯科医師会ホームページ 会員ページ <http://www.jda.or.jp/>

ユーザー名 0100*****

パスワード 0100*****

ユーザー名とパスワードはともに同じ 9 ケタの番号を半角英数で入力してください。

この番号は、日歯広報や日本歯科医師会雑誌が送付される際、会員名とともに記載されている番号です。（ハイフンは入れない）

○日本歯科医師連盟ホームページ 会員ページ <http://www.jdpf.jp/>

I D jdpf

パスワード renmei8644

新入会員紹介



自己紹介

くりやまフレンド歯科
戸 田 博 文

会員の皆様、はじめまして。この度、岩見沢歯科医師会に入会させていただきました戸田 博文と申し上げます。平成24年9月の入会で早いもので半年になろうとしております。

栗山町のマックスバリュに、昨年の9月4日に「くりやまフレンド歯科」という名称で開院させていただきました。私は、新入会員ですが、年もう50を過ぎております。平成元年に北海道大学歯学部を卒業致しまして、すぐに同窓の大先輩のところに勤務し鍛えられ、勤務先ではこれからも大変お世話になる栗山町内の永山先生とご一緒だった時期もありいろいろご教示をいただき、永山先生にはこの場をおかりして改めてお礼を申し上げたいと思います。その後、縁も所縁もない当別町にて平成5年に戸田歯科という名称にて開業いたしました。以来20年あまり札幌歯科医師会にお世話になりながら、人口2万人弱の、全国で唯一歯科大学のある町、当別町の町民の口腔、体の健康向上を目標に健康プラン21、フッ素洗口、成人歯科検診等いろいろ頑張っまいりました。50歳を機に初心に戻りそろそろ第2のステップアップの時期が来たかと思い立ち、この戸田歯科を後任の先生に委ね、またまた縁も所縁もない（永遠のゼロではないですが、何故だかゼロからのスタートをすることが運命のようで、、また性にあっているようで、、）栗山町で、栗山町そして近隣の町の町民のために頑張ることになりました。一つの

目標が達成したことに、以前から探していた立地条件に巡り合えたことでした。それは「食料品店と歯科医院が接して並んでいる」ことです。ほとんどの歯科ばかりではなく他科のテナントは、食料品売り場とはフロアを変えるなど離されます。食と歯科は切っても切り離せません。具体的には表現はできませんが、接することによって何かが生まれる感じがしていましたし、今も感じております。栗山町は当別町、札幌市よりも降雪量が少ないようで少しいい気分です。また小林酒造の北の錦の大ファンになってしまいました。今は、晩酌は北の錦で熱燗といったところです。岩見沢歯科医師会は、野球にとっても熱心な歯科医師会のようなのですが、残念ながら私、苫小牧市育ちでアイスホッケーとそのフォーメーションの練習にサッカーを中学校まで励み、高校は勉強、大学は、軟派サークルで超軟派な学生生活を送るつもりでしたが、苫小牧東高校出身というだけで無理やりアイスホッケー部に加入させられ、大学3年目でやっとやめられたと思ったらサッカー部に引っ張られ、とうとう勉強もろくにせず1留して卒業。因みに優秀な久恒先生は滞りなくストレートで卒業。卒後、ゴルフ、スキーと励み、この年になるまで、バッティングセンターすらいったこともなく、、間違いなく戦力外の外ということで宜しくお願い致します。その他、趣味は最近始めた熱帯魚、特に海水魚の飼育観察で、お酒を飲みながら気がついたらボケーっと観ています。

以上、このような年寄り新入会員ですが、宜しくお願い致します。



はじめまして

へんみデンタルクリニック
逸 見 仁

はじめまして。2013年10月1日付けで、岩見沢歯科医師会に入会させて頂きました逸見仁（へんみひとし）です。簡単ではございますが、自己紹介させて頂きます。私は、2000年3月に北海道医療大学を卒業いたしました。現在歯科医師として14年目、年齢は37歳です。卒業後は、マイナーサージェリーを勉強したいと考え、北大病院第二口腔外科に入局いたしました。その後、関連病院であった札幌鉄道病院歯科口腔外科、静岡がんセンターで研修して参りました。

医局を退局した後は、訓子府町のハート歯科で雇われ院長を、その後は幌延町の幌延町立歯科診療所で勤務いたしました。勤務医時代は、北見歯科医師会・稚内歯科医師会に入会し、金山会長、樋口会長に大変お世話になりました。その後ご縁がありまして、ここ幌向にてへんみデンタルクリニックを開院いたしました。

家族構成は、医療大卒の妻（36歳）と、息子2人（6歳と2歳）の4人家族です。妻は、ふじみ歯科に勤務されていた安岡真吾先生と同期との事です。

勤務医時代の先輩先生たちから、「歯科医師として努力する事も大事だが、子供と過ごせる時間も大切に下さい」と教えて頂き、休日や診療後はできるだけ家族と過ごす時間を大切にしたいと考えております。ただ、歯科医師会に入会させて頂きましたので、講習会には積極的に参加したいと思います。

歯科医院の上に自宅を構え、ここ岩見沢に骨を埋める覚悟で参りましたので、今後とも何卒

宜しくお願い申し上げます。以上誠に簡単ではございますが、自己紹介とさせて頂きます。



逸見 仁 先生

戸田博文 先生

平成25年12月10日(火)開催された新入会員
オリエンテーション

■ 会員通信欄 ■

お悔やみ

中川 茂先生 平成25年 1 月19日ご逝去

おめでとうございます

平成24年度

岩見沢市制功労表彰（保健衛生）

三嶋 顯先生

平成25年度

北海道歯科医師会功労会員顕彰

山田 進先生

岩見沢市開基130年市制施行70周年式典一般表彰

吉田 俊之先生

牛丸 喬先生

本間 純先生

北海道歯科医師国保組合会議員の職に10年以上
在職し功績の著しい者

青野 茂俊先生

高橋 克弥先生

事務局から

- ・日歯福祉共済死亡共済保険金・道歯入院保障
共済保険の死亡時受取人について
結婚・離婚の際に受取人の変更をお願いいた
します。遺産相続のトラブルの元になります。
受取人のご確認は、道歯厚生係へお問い合わせ
ください。電話 011-231-0945
- ・災害共済保険について
診療所・ご自宅の移転の場合にはすみやかに
「異動届」の提出をお願いいたします。
「異動届」は、岩歯事務所にもございます。

- ・医療法人柏葉会三嶋歯科 4 条医院のFAX番号
が0126-22-0689から011-351-2904（eFax）
に変更になりました。

編集後記

本会は昨年の4月1日より「一般社団法人」と
して新たな船出をしました。それに伴い定款も
改正され施行されております。「岩歯だより」の
本来の目的は会員相互のコミュニケーションの
向上を諒ることにありますが、今号は新定款を
中心とした資料集として発行させていただきま
した。

広報部 部長 木村 悟

副部長 久恒 泰宏

委員 新井 由 勝木 拓洋

加藤 久尚 小浪 知之

発 行／平成26年 3 月

発行所／社団法人岩見沢歯科医師会

〒068-0024 岩見沢市 4 条西 2 丁目

フレンズビル 3F

印刷所／株式会社 組合印刷

落丁、乱丁本はお取り替え致しますので
事務局までお申し出願います。

